

介護保険「福祉用具購入費」支給制度について

■ 対象者

山形市の被保険者で、要支援・要介護の認定を受けた方のうち、心身の状況等により、福祉用具購入が必要な方。

■ 給付内容

支給限度基準額（福祉用具購入費用の上限額）は、要介護状態区分にかかわらず1年間（4月から翌年3月まで）で10万円です。

（ただし、同一種目・同一用途の福祉用具購入費の支給については、原則として1回に限ります。）

支払い方法は2種類あります。

- 1 償還払い・・・いったん費用の全額を負担し、申請により9割から7割分保険より給付されます。
- 2 受領委任払い・・・被保険者が市と契約した事業所に介護給付費の受領を委任した場合、費用（限度額以内）の1割から3割を支払い、残りの9割から7割は市が事業者へ直接支払うものです。

■ 購入までの流れ

- 1 特定福祉用具購入前に必ずケアマネジャー又は福祉用具専門相談員へ相談してください。
なお、都道府県知事等の指定を受けている特定福祉用具販売事業者から購入しないと介護保険給付の対象になりませんので、ご注意ください。
- 2 償還払いによる申請か、受領委任払いによる申請か選択してください。

■ 対象用具の種目

① 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- ・ 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- ・ 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- ・ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能のあるもの
- ・ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用できるもの）

② 自動排泄処理装置の交換可能部品

レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。

※自動排泄処理装置の本体は「福祉用具貸与」の対象となります。

③ 排泄予測支援機器

膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者又はその介護を行う者に通知するもの。（専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く）

④ 入浴補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。

- ・ 入浴用いす : 座面の高さが概ね 35 センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。
- ・ 浴槽用手すり : 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。
- ・ 浴槽内いす : 浴槽内に置いて利用することができるものに限る。
- ・ 入 浴 台 : 浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。
- ・ 浴室用すのこ : 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。
- ・ 浴槽内すのこ : 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。
- ・ 入浴用介助ベルト : 身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽等への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

⑤ 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。

⑥ 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの。

※移動用リフトの本体は「福祉用具貸与」の対象となります。

以下の福祉用具については、レンタルと購入の選択ができます。

⑦ スロープ

段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。(主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く)

⑧ 歩行器

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの。(脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターがついている歩行車は除く)

⑨ 歩行補助つえ

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。